

# 清水港港湾計画資料

－ 軽易な変更 －

平成 29 年 3 月

清水港港湾管理者  
静岡県

## 目 次

1	変更理由	1
2	港湾の環境の整備及び保全に関する資料	2
2-1	港湾環境整備施設計画	2
3	土地造成及び土地利用計画に関する資料	3
3-1	土地造成及び土地利用計画の変更	3
3-2	土地造成及び土地利用計画	5
4	環境の保全に関する資料	6
4-1	環境への影響と評価	6
5	その他の資料	7
5-1	静岡県地方港湾審議会委員名簿	7

## 1 変更理由

海洋性レクリエーション拠点の形成による交流を促進し、臨海部の特性を生かした憩いとにぎわい空間を創出するため、新興津・興津地区において緑地計画を変更する。

## 2 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

### 2-1 港湾環境整備施設計画

#### (1) 計画変更の必要性

海洋性レクリエーション拠点の形成を図るため、既定計画で新興津・興津地区に人工海浜・緑地整備事業を推進しているところである。

今回、賑わい空間づくりとして、市民からの魚釣棧橋の設置に関する要請等に対応するため、緑地計画の変更が必要である。

#### (2) 変更する緑地の現況

変更する緑地の現況は次のとおりである。

表 2-1-1 変更する緑地の現況

地区名	名称	規模 (ha)	主な用途	状況
新興津・興津	新興津海洋緑地	11.8	レクリエーション	既定計画
	新興津緑地	4.0	休息緑地	既設
	興津緑地	2.7	休息緑地	既定計画

#### (3) 変更する緑地の規模及び配置

変更する緑地の規模及び配置は次のとおりである。

表 2-1-2 変更する緑地の規模及び配置

地区名	用途	施設規模	施設の規模及び配置の考え方
新興津・興津	緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーション緑地 12.0ha [既定計画の変更計画]</li> <li>・休息緑地 4.0ha [既設] (3.7ha) 整備済</li> <li>・休息緑地 2.7ha [既定計画]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数に基づき、必要な規模を設定し、興津海岸に沿って配置する。また、市民の要請等を踏まえ、海づり公園を防波護岸に沿って配置する。</li> <li>・港湾労働者や来訪者が利用する休憩の場として必要な区域を確保し、既定計画と一体的に配置する。</li> <li>・通常時は港湾労働者や来訪者が利用する休憩の場として、災害時には避難場所や救援・復旧活動の拠点として必要な区域を確保し、大規模地震対策施設と一体的に機能するよう隣接部に配置する。</li> </ul>

### 3 土地造成及び土地利用計画に関する資料

#### 3-1 土地造成及び土地利用計画の変更

##### (1) 土地の造成に係る土地利用の区分面積と変更理由

土地の造成に係る土地利用の区分別面積と変更の理由は、次のとおりである。

表 3-1-1 土地の造成に係る土地利用の区分面積と変更理由

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用区分	面積 (ha)	土地利用区分	面積 (ha)	
新興津 ・興津	緑地	16.8	緑地	17.0	新興津緑地計画の 変更に伴い、緑地 を変更する。

注) 興津緑地 2.7ha のうち、土地の造成に係る土地利用の区分面積は、1.0ha である。

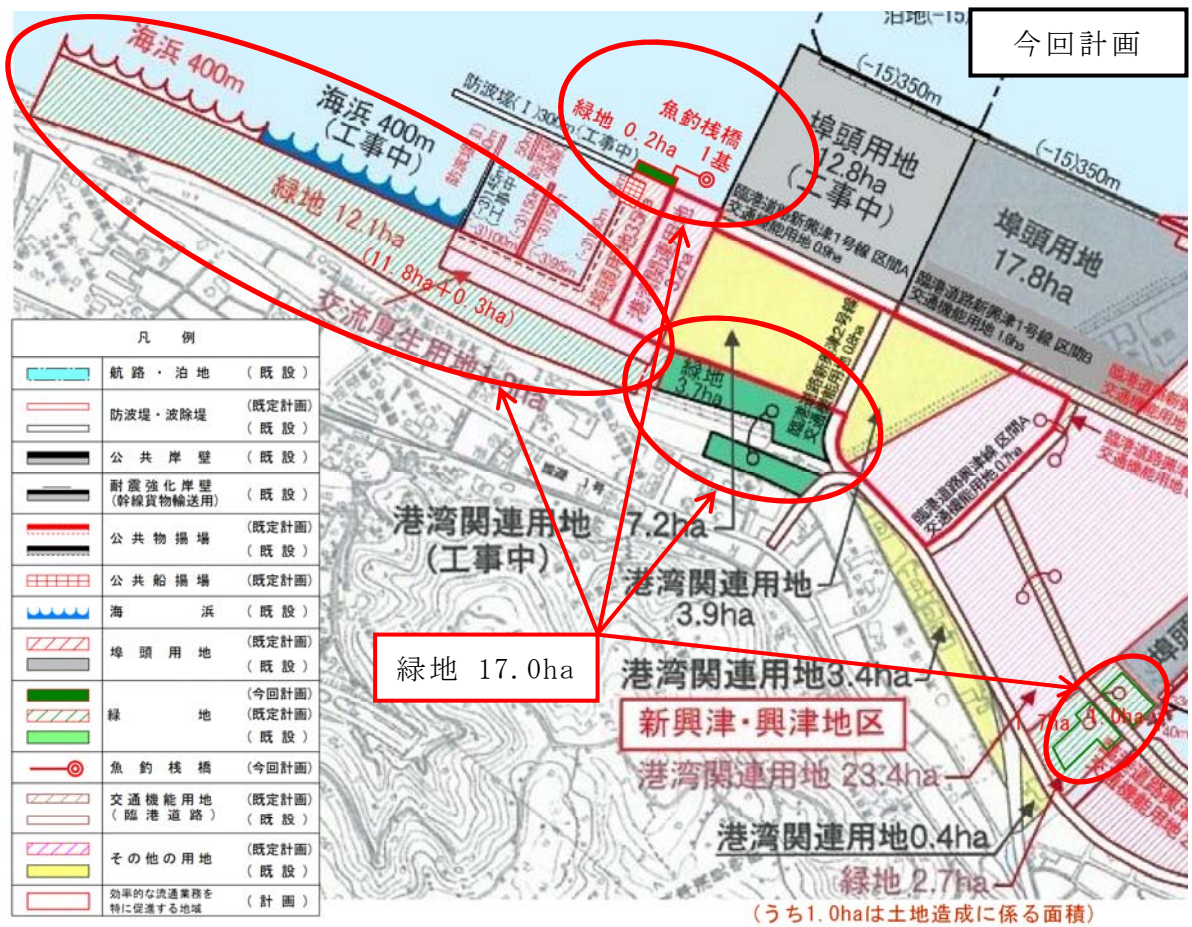
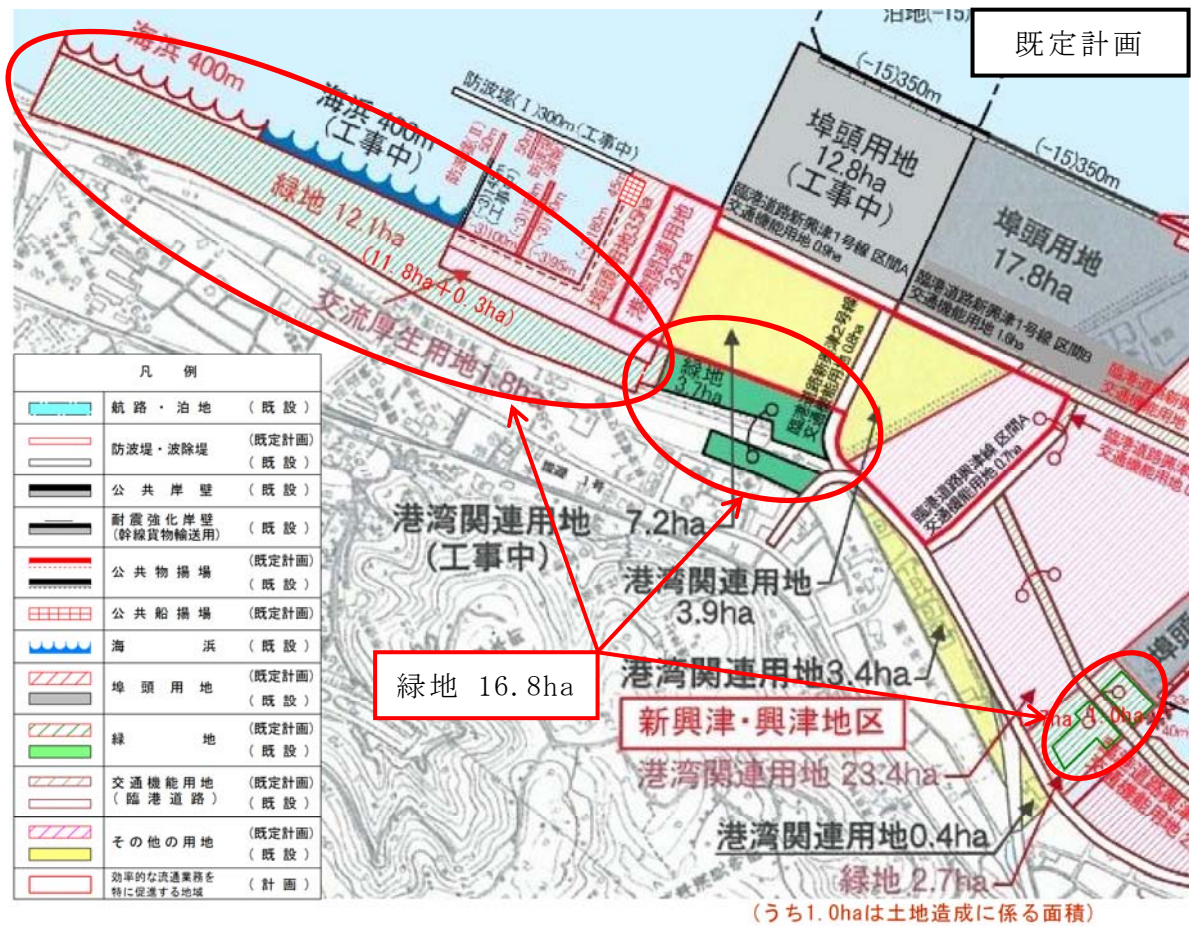


図 3 - 1 - 1 今回変更する土地造成図

### 3-2 土地造成及び土地利用計画

#### (1) 土地造成計画

土地造成計画は次のとおりである。

表 3-2-1 変更後の土地造成計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	新興津・興津	(27.3) 27.3	(17.2) 17.2	(1.8) 1.8	(2.4) 2.4	(17.0) 17.0

注 1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画である。

注 2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

表 3-2-2 変更前の土地造成計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	新興津・興津	(27.3) 27.3	(17.2) 17.2	(1.8) 1.8	(2.4) 2.4	(16.8) 16.8

注 1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画である。

注 2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

#### (2) 土地利用計画

土地利用計画は次のとおりである。

表 3-2-3 変更後の土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	新興津・興津	(56.0) 56.0	(41.5) 41.5	(1.8) 1.8	(7.9) 7.9	(18.7) 18.7

注 1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画である。

注 2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

表 3-2-4 変更前の土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	新興津・興津	(56.0) 56.0	(41.5) 41.5	(1.8) 1.8	(7.9) 7.9	(18.5) 18.5

注 1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画である。

注 2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

## 4 環境の保全に関する資料

### 4-1 環境への影響と評価

#### (1) 大気質への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質の負荷発生源となる自動車交通量の変化は僅かであることから、本計画変更に伴う大気質への影響は軽微と考えられる。

#### (2) 騒音・振動による影響と評価

今回の計画変更に伴う港湾からの発生集中交通量は、著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

#### (3) 潮流への影響と評価

今回の計画変更において、造成される土地は新興津防波堤港内側に位置し、潮流の大きな変化も想定されないことから、潮流に与える影響は軽微であると考えられる。

#### (4) 水質・底質への影響と評価

今回の計画変更において、潮流の大きな変化も想定されないことから、水質・底質に与える影響は軽微であると考えられる。

#### (5) 生態系への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質、水質・底質への影響は軽微であると予想されることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

#### (6) 総合評価

今回の計画変更に伴う周辺的环境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。



## 5 その他の資料

### 5-1 静岡県地方港湾審議会委員名簿

委員(21名)

平成29年3月1日(敬称略、順不同)

選任区分	氏名	役職名
学識経験者 (9名)	大村 哲夫	一般財団法人みなと総合研究財団顧問
	石川 春乃	(株)エス・ラボラトリーズ代表取締役
	伊吹 裕子	静岡県立大学食品栄養科学部教授
	海野 俊也	(株)静岡新聞社東部総局長兼業務部長
	五味 響子	しずおか流域ネットワーク副会長
	篠原 正人	福知山公立大学地域経営学部特任教授
	関 いずみ	東海大学海洋学部教授
	高梨 成子	(株)防災&情報研究所代表
	竹田 静子	静岡県商工会女性部連合会理事
港湾関係者 (6名)	阿部 且	関東船主会会長
	磯谷 千代美	特定非営利活動法人NPO 株式会社・しみず理事長
	中村 政一	清水水先区水先人会会長
	西尾 忠久	清水港運協会会長
	森本 雷行	全日本海員組合静岡支部長
	藪田 国之	静岡県漁業協同組合連合会代表理事副会長
国の地方行政 機関の職員 (4名)	藤原 健朗	財務省名古屋税関長
	塚原 浩一	国土交通省中部地方整備局長
	鈴木 昭久	国土交通省中部運輸局長
	山田 宏一	第三管区海上保安本部清水海上保安部長
県議会職員(1名)	相坂 摂治	静岡県議会建設委員長
地元市町を代表 する者(1名)	田辺 信宏	静岡市長